別表第三十四　飽和脂肪酸の食事摂取基準（%エネルギー）（第五条関係）

性別／年齢等	男性	女性
	目標量	目標量
0～5（月）	—	—
6～11（月）	—	—
1～2（歳）	—	—
3～5（歳）	—	—
6～7（歳）	—	—
8～9（歳）	—	—
10～11（歳）	—	—
12～14（歳）	—	—
15～17（歳）	—	—
18～29（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
30～49（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
50～69（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
70以上（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
妊婦		4.5以上7.0未満
授乳婦		4.5以上7.0未満

㈱　飽和脂肪酸の総エネルギーに占める割合（エネルギー比率）として策定したものである。

別表第三十五　コレステロールの食事摂取基準（mg／日）（第五条関係）

性別／年齢等	男性	女性
	目標量	目標量
0～5（月）	—	—
6～11（月）	—	—
1～2（歳）	—	—
3～5（歳）	—	—
6～7（歳）	—	—
8～9（歳）	—	—
10～11（歳）	—	—
12～14（歳）	—	—
15～17（歳）	—	—
18～29（歳）	750未満	600未満
30～49（歳）	750未満	600未満
50～69（歳）	750未満	600未満
70以上（歳）	750未満	600未満
妊婦		600未満
授乳婦		600未満

別表第三十六　ナトリウムの食事摂取基準（mg／日）（第五条関係）

性別／年齢等	男性			女性		
	推定平均必要量	目安量	目標量	推定平均必要量	目安量	目標量
0～5（月）	—	100(0.25)	—	—	100(0.25)	—
6～11（月）	—	600(1.5)	—	—	600(1.5)	—
1～2（歳）	—	—	（4未満）	—	—	（3未満）
3～5（歳）	—	—	（5未満）	—	—	（5未満）
6～7（歳）	—	—	（6未満）	—	—	（6未満）
8～9（歳）	—	—	（7未満）	—	—	（7未満）
10～11（歳）	—	—	（9未満）	—	—	（8未満）
12～14（歳）	—	—	(10未満）	—	—	（8未満）
15～17（歳）	—	—	(10未満）	—	—	（8未満）
18～29（歳）	600(1.5)	—	(10未満）	600(1.5)	—	（8未満）
30～49（歳）	600(1.5)	—	(10未満）	600(1.5)	—	（8未満）
50～69（歳）	600(1.5)	—	(10未満）	600(1.5)	—	（8未満）
70以上（歳）	600(1.5)	—	(10未満）	600(1.5)	—	（8未満）
妊婦（付加量）				—	—	—
授乳婦（付加量）				—	—	—

㈱　括弧内は、食塩相当量（g／日）である。

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第十一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十一年八月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一
経済産業大臣　二階　俊博
環境大臣　斉藤　鉄夫